# 入札説明書

# 【総合評価落札方式】

業務名称: 2023-2025 年度 JICA 沖縄開発教育支援プログ

ラム(生徒・児童向け)に係る業務委託

第1 入札手続

第2 業務仕様書(案)

第3 技術提案書の作成要領

第4 経費に係る留意点

第5 契約書(案)

別添 様式集

2023 年 1 月 18 日 独立行政法人国際協力機構 沖縄センター

# 第1 入札手続

1. 公告

公告日 2023年1月18日

## 2. 契約担当役

JICA 沖縄センター 契約担当役 所長 倉科和子

#### 3. 競争に付する事項

- (1)業務名称: 2023-2025 年度 JICA 沖縄開発教育支援プログラム (生徒・児童向け) に係る業務委託
- (2) 選定方式:一般競争入札(総合評価落札方式)
- (3) 業務仕様:「第2 業務仕様書(案)」のとおり
- (4) 業務履行期間 (予定): 2023年4月上旬から2026年3月中旬

## 4. 手続全般にかかる事項

(1)書類等の提出先

入札手続き窓口、各種照会等及び書類等の提出先は以下のとおりです。

〒901-2552

沖縄県浦添市字前田 1143-1

独立行政法人国際協力機構沖縄センター 市民参加協力課(担当 大城) 【電話】098-876-6000

【メールアドレス】oictpp@jica.go.jp

※ 当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン (jica. go. jp) またはメールアドレスを受信できるように設定してください。

メールを送付後、受信完了の連絡が無い場合は上記電話番号までお問合せください。

## (2) 書類等の提出方法

1) 入札手続きのスケジュール及び書類等の提出方法

入札手続きのスケジュール及び書類等の提出方法は別紙「手続・締切日時一 覧」をご参照ください。

2) 書類等への押印省略

機密保持誓約書、競争参加資格確認申請書、共同企業体結成届、下見積書、 技術提案書、委任状及び入札書等の提出書類については、全て代表者印等の 押印を原則とします。

ただし、押印が困難な場合は、機密保持誓約書を除き各書類送付時のメール本文に、社内責任者の役職・氏名とともに、押印が困難な旨を記載し、社内責任者より(もしくは社内責任者に cc を入れて)メールを送信いただくことで押印に代えることができます。

## 5. 競争参加資格

(1)消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成 1 5 年細則 (調) 第 8 号) 第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の再委託先または下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることも認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画 が発効していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者 具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3)独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程 (平成20年規(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けて いる者。

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a)競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止 期間中の場合、本入札には参加できません。
- b)資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、 入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
- c)資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進め ます。

#### (2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 1)全省庁統一資格
- 令和04・05・06年度全省庁統一資格で「役務の提供等」の資格を有すること。(等級は問わない)
- 2) 日本国登記法人 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- 3) 財務状況の健全性 法人としての財務状況に特に問題がないと判断されること。
- 4) 秘密情報保全

業務の履行に当たり、秘密情報保全の適切な体制が構築・保証(親会社等に対しての秘密情報の伝達・漏洩がないことの保証を含む。)されている法人であると判断されること。また、本業務の主要な業務従事者について、秘密情報を取扱うにふさわしい者であると判断されること。

5)本契約では当機構の個人番号関係事務を外部委託する契約内容であるため、 入札説明書別紙1「個人番号関係事務の外部委託における契約事務の取扱に ついて」に基づいて業務を履行できる法人であること。

#### (3) 共同企業体、再委託について

### 1) 共同企業体

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記(1)及び(2)の競争参加資格要件を満たす必要があります。 共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式集参照)を作成し、 各社毎の競争参加資格確認申請書と共に提出してください。結成届には、 原則として、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください。

## 2) 再委託

再委託は原則禁止となります。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき 又は発注者の承諾を得たときは、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補 助的な業務に限り再委託は可能です。

## (4) 応札制限(利益相反の排除)

先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様 の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません。

## (5) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、以下の1)を提出してください。

入札に進んだ競争参加者へ入札会の参加方法を競争参加資格確認申請書に記載頂く担当者連絡先へ電子メールにて案内します。

提出方法、締切日時および確認結果通知日は別紙「手続・締切日時一覧」を ご覧ください。

また、入札に進んだ競争参加者に対し、競争参加資格確認申請書に記載の担当者連絡先へ入札会の参加方法をメールにて案内します。

## 1) 提出書類:

- a ) 競争参加資格確認申請書 (様式集参照)
- b ) 全省庁統一資格審査結果通知書(写)
- c) 下見積書(「7. 下見積書」参照)
- d ) 共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。
  - 共同企業体結成届
  - 共同企業体を構成する社(構成員)の資格確認書類(上記 a)、b))

#### 2) 確認結果の通知

競争参加資格の確認の結果はメールで通知します。

## 6. その他関連情報

- (1)業務内容説明会の開催
  - 1) 日時:別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。
  - 2)場所: Microsoft Teams を用いて遠隔で実施します。
  - 3) その他:
    - a)参加希望者は 1)の1営業日前の正午までにメールにて、社名、 参加希望者の氏名、Microsoft Teams 接続用のメールアドレス(2アドレスまで)を連絡願います。
    - b)業務内容説明会への出席は競争参加資格の要件とはしません。説明会に出席していない者(社)も競争への参加は可能です。

#### 7. 下見積書

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、以下の要領で、下見積書の提出をお願いします。

下見積書には、商号または名称及び代表者氏名を明記してください。

- (1) 様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- (2)消費税及び地方消費税の額(以下「消費税額等」)を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。
- (3) 下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。

#### 8. 入札説明書に対する質問

- (1)業務仕様書(案)の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、 別紙「手続・締切日時一覧」に従い、質問書様式(別添様式集参照)に記 載のうえご提出ください。
- (2)公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお 断りしていますのでご了承ください。
- (3)上記(1)の質問に対する回答書は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、 以下のサイト上に掲示します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略 します。

https://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/koji2022.html#okinawa

(4) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。 入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

#### 9. 技術提案書

(1)提出方法

提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

技術提案書は GIGAPOD(大容量ファイル送受信システム)経由で提出するため、別紙「手続・締切日時一覧」の依頼期限までに提出用フォルダ作成を「4. 手続全般にかかる事項(1)書類等の提出先」にメールで依頼ください。そのうえで技術提案書は GIGAPOD の専用フォルダにパスワードを付せずに格納してください。技術提案書 PDF ファイルのアップロード完了後、格納が完了した旨を4. 手続全般にかかる事項(1)書類等の提出先までメールでご連絡ください。

# (2) その他

一旦提出(送付)された技術提案書及び入札書は、差し替え、変更または取り消しはできません。

## (3)技術提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。

- 1)提出期限後に提出されたとき。
- 2)提出された技術提案書に記名、押印写がないとき。ただし、押印が困難な場合は、第1入札手続き4.(2)2)を参照の上ご提出ください。
- 3) 同一提案者から内容が異なる提案が2通以上提出されたとき。
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき(虚偽の記載をした技術提案書の提出 者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります)
- 5) 前号に掲げるほか、本入札説明書に違反しているとき。

## 10.技術提案書の評価結果の通知

技術提案書は、当機構において技術評価し、技術提案書を提出した全者に対し、別紙「手続・締切日時一覧」に則し、結果を通知します。通知期限までに結果が通知されない場合は、上記4. 窓口にメールでお問い合わせ下さい。

## 11. 入札執行(入札会)の日時及び場所等

入札執行(入札会)にて、技術提案書の評価に合格した者の提出した入札書を 開札します。

- (1) 日時: 2023年2月28日(火)午後2時00分
- (2) 場所:沖縄県浦添市前田 1143-1

独立行政法人国際協力機構沖縄センター(内)会議室

※入札者はオンライン(Microsoft Teams)よりご参加ください。(それが困難な場合には電話により参加も可とします)

## (3) 再入札の実施

すべての入札参加者の入札金額が機構の定める予定価格を超えた場合は 再入札(最大で2回)を実施します。再入札は、初回入札に続けて実施 しますので上記日時に再入札書をメールで送付できるよう遠隔で待機く ださい。

## 12. 入札書

- (1) 第1回目の入札書の提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。入札書は、パスワードを付してメールに添付して提出ください。入札書のパスワードは入札開始時刻から10分以内となりますのでご注意ください。なお、当機構ではセキュリティ上の理由により圧縮ファイル(zip 等)の受信ができませんので、圧縮せずにお送りください。圧縮しないファイル形式での送付が困難な場合には事前に4. (1) 書類等の提出先までご相談ください。
- (2) 第1回目の入札は、入札件名、入札金額を記入して、原則代表者による入札書 としますが、再入札では、必要に応じ代理人を定めてください。
- (3)機構からの指示により再入札の入札書は、入札件名、入札金額を記入して、パスワード付き PDF をメールに添付して提出ください。なお、別メールによるパスワードの送付は機構から指示によってください。
  - 1)代表権を有する者自身による提出の場合は、その氏名及び職印(個人印についても認めます)。
  - 2) 代理人を定める場合は、委任状を再入札書と同時に提出のうえ、法人の名称または商号並びに代表者名及び受任者(代理人)名を記載し、代理人の印(委任状に押印したものと同じ印鑑)を押印することで、有効な入札書とみなします。
  - 3) 委任は、代表者(代表権を有する者)からの委任としてください。
  - 4) 宛先:「4. 担当部署等(1) 書類等の提出先」をご覧ください。 件名:【再入札書の提出】(調達管理番号)\_(法人名)
- (4) 入札金額は円単位で記入し、消費税及び地方消費税を抜いた税抜き価格としてください。
- (5)入札価格の評価は、「第2業務仕様書(案)」に対する総価(円)(消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額)をもって行います。
- (6) 契約に当たっては、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した金額を契約金額とします。
- (7) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更または取消すことが出来ません。
- (8)入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ 入札書を提出したものとみなします。
- (9)入札保証金は免除します。

#### 13.入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人による入札
- (4) 記名を欠く入札

- (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- (6)入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明 瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一入札者による複数の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- (10) 条件が付されている入札

## 14. 落札者の決定方法

総合評価落札方式(加算方式)により落札者を決定します。

(1)評価項目

評価対象とする項目は、第2.業務仕様書(案)の別紙評価表の評価項目及び入 札価格です。

(2) 評価配点

評価は200点満点とし、

技術評価と価格評価に区分し、配点をそれぞれ

技術点100点

価格点100点

とします。

## (3) 評価方法

# 1) 技術評価

「第2 業務仕様書(案)」の別紙評価表の項目ごとに、各項目に記載された 配点を上限として、以下の基準により評価(小数点以下第三位を四捨五入 します)し、合計点を技術評価点とします。

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値が ある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十 分期待できるレベルにある。	80%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の 履行が十分できるレベルにある。	70%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達してい ないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難 であると判断されるレベルにある。	50%未満

なお、技術評価点が50%、つまり200点中100点(「基準点」という。) を下回る場合を不合格とします。不合格となった場合は、「10.技術提案 書の評価結果の通知」に記載の手続きに基づき、不合格であることが通知 され、入札会には参加できません。

2) 価格評価

価格評価点については以下の評価方式により算出します。算出に当たっては、小数点以下第三位を四捨五入します。

価格評価点=(予定価格-入札価格)/予定価格×(100点)

3)総合評価

技術評価点と価格評価点を合計した値を総合評価点とします。

(4) 落札者の決定

機構が設定した予定価格を超えない入札金額を応札した者のうち、総合評価 点が最も高い者を落札者とします。なお、落札者となるべき総合評価点の者が 2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

(5) 落札者と宣言された者の失格

入札会において上述の落札者の決定方法に基づき落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定します。

- 1) その者が提出した技術提案書に不備が発見され、上述の9. に基づき「無効」と判断された場合
- 2) その者が提出した入札書に不備が発見され、13. に基づき「無効」と判断された場合
- 3)入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引 の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる 場合

## 15. 入札執行(入札会)手順等

- (1)入札会の手順
  - 1)機構の入札立ち会い者の確認
  - 2)入札会開始時間の5分前から、会議招集した Microsoft Teams に接続可能 となりますので接続を開始してください。また、電話で参加する者に対し ては機構から電話連絡します。
  - 3)入札開始時間から10分の間に提出済の入札書のパスワードを送付ください(別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください)。
  - 4)入札開始時間から5分経過した時点でパスワード送付がない入札者には Microsoft Teams もしくは電話でその旨を伝えます。なお、Microsoft Teams もしくは電話で参加しなかった入札者についても10分までの間にパスワードの送付があれば受理し入札参加を認めます。
  - 5) 技術評価点の発表

入札開始時間から10分を経過した時点でパスワードの受理を締切り、入 札事務担当者が、入札者の技術評価点を発表します。

6) 開札及び入札書の内容確認 入札事務担当者が既に提出されている入札書(パスワード付き PDF)を入札 会時に入札者から提出されるパスワードを用いて開封し、入札書の記載内容 を確認します。

7)入札金額の発表

入札事務担当者が各応札者の入札金額を読み上げます。

8)予定価格の開封及び入札書との照合 入札執行者が、あらかじめ開札場所に置いておいた予定価格を開封し、入 札金額と照合します。

#### 9) 落札者の発表等

入札執行者が予定価格を超えない全入札者を対象に、「14. 落札者の決定 方法」に記載する方法で総合評価点を算出し、読み上げます。結果、総合 評価点が一番高い者を「落札者」として宣言します。

価格点、総合評価点を算出しなくとも落札者が決定できる場合または予定 価格の制限に達した価格の入札がない場合(不調)は、入札執行者が「落 札」または「不調」を発表します。

## 10) 再度入札(再入札)

「不調」の場合には引き続き再入札を行います。Microsoft Teams もしくは電話で参加しなかった入札者に対しては、競争参加資格申請時のメール本文に記載されたメールアドレス宛に再入札の案内をします。再入札書、委任状(入札書の記名が代表者でない場合)を指定した時間までに送付してください。なお、再入札書はパスワードを付した PDF をメールで送付頂きますが、可能な限り初回と同じパスワードとしてください。

再入札2回を行っても落札者がないときは、入札を打ち切ります。

## (2) 再入札の辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように 入札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、メールでお送りくだ さい。

## (3)入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(4) 不落随意契約

入札が成立しなかった場合、随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

## 16. 入札金額内訳書の提出、契約書作成及び締結

- (1) 落札者は、入札金額の内訳書(社印不要)を提出ください。
- (2)「第5 契約書(案)」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結します。契約保証金は免除します。
- (3)契約条件、条文については、「第5 契約書(案)」を参照してください。なお契約書(案)の文言に質問等がある場合は、「8.入札説明書に対する質問」の際に併せて照会ください。
- (4) 契約書附属書 II 「契約金額内訳書」については、入札金額の内訳書等の文書に 基づき、両者協議・確認して設定します。

## 17.競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に

契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</a>)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
  - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 2) 公表する情報
  - a)対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
  - b) 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
  - c)総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
  - d ) 一者応札又は応募である場合はその旨
- 3)情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

# 18. その他

- (1)機構が配布・貸与した資料・提供した情報(口頭によるものを含む)は、本件 業務の技術提案書及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写また は他の目的のために転用等使用しないでください。
- (2) 技術提案書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。
- (3) 落札者の技術提案書等については返却いたしません。また、落札者以外の技術 提案書電子データについては、機構が責任をもって削除します。なお、機構は、 落札者以外の技術提案書等にて提案された計画、手法について、同提案書作成 者に無断で使用いたしません。
- (4)技術評価で不合格となり入札会へ進めなかった者の事前提出済み入札書の電子 データ(PDFのパスワードがないので機構では開封できません)は機構が責任を もって削除します。
- (5)技術提案書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個

人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」に従い、適切に管理し取り扱います。

- (6) 競争参加資格がないと認められた者、技術提案書の評価の結果不合格の通知を 受けた者は通知した日の翌日から起算して7営業日以内、入札会で落札に至ら なかった者は入札執行日の翌日から起算して7営業日以内に、その理由や技術 評価の内容について説明を求めることができますので、ご要望があれば「4.担 当部署等(1)書類等の提出先」までご連絡ください。
- (7)辞退する場合

競争参加資格有の確定通知を受け取った後に、入札への参加を辞退する場合は、 遅くとも入札会1営業日前の正午までに辞退する旨を下記メールアドレスまで 送付願います。

宛先:oictpp@jica.go.jp

件名:【辞退】(法人名) \_ 案件名

## 第2 業務仕様書

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構(以下「発注者」)が実施する「2023-2025年度 JICA 沖縄開発教育支援プログラム(生徒・児童向け)に係る業務委託契約」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

## 1. 業務の背景

独立行政法人国際協力機構(JICA ジャイカ)は、開発途上国に対するわが国の政府開発援助(ODA)を実施する機関です。開発教育(学校現場では、国際理解教育等と呼ばれる)支援プログラムは、JICAが国際協力現場における体験や知見を素材として市民に提示し、開発途上国の置かれている現状や課題について考える機会を提供することで、市民が日本と開発途上国との関わりを知り、将来的に国際協力に参加する等、地球規模の課題を理解するきっかけを作ることを目的としています。

JICA沖縄は、JICAが設置している国内機関の一つであり、沖縄の特長を活かして、 開発途上国からの研修員の受入れや沖縄県民による国際協力への支援、沖縄県民の国 際協力への理解・支持拡大及び参加促進など、幅広い事業を行っています。

また、改正沖縄振興特別措置法では「JICA は沖縄の特性に配慮し、沖縄の国際協力の推進に資するよう努める」(第84条)と規定され、JICA 沖縄はその実現のための責務を担っています。現在、「島嶼性」、「亜熱帯性」、「独自の歴史・文化」といった沖縄の特長を活かして、水資源、水産、環境、エネルギー、観光、IT、保健医療、教育・平和等の分野での開発途上国からの研修員受入事業、県内の自治体・NGO・大学等の提案による草の根技術協力、学校や一般市民などを対象にした開発教育・国際理解教育の支援(正式名は「開発教育支援事業」)を、沖縄県、教育委員会や各市町村、沖縄の大学、NGO、民間企業と連携して実施しています。

JICA 沖縄が実施する開発教育支援プログラム「においては、途上国や国際協力の経験を活かし、途上国や地球規模課題に対する日本社会の理解促進や国際協力への参加促進に向けて、各地域や教育現場における開発教育・国際理解教育を側面支援しています。具体的には児童・生徒・市民に対する出前講座、訪問学習、職場体験、教材開発、エッセイコンテスト、SDGs フォトコンテストなどに取り組むとともに、教員等の指導能力の向上に向けて、指導者養成講座や教師海外研修、県の機関や各校での研修、JICA 海外協力隊「現職教員特別参加」などを実施しています。

特にJICA沖縄は沖縄県教育庁との覚書に基づき、各種事業において連携しています。

https://www.jica.go.jp/okinawa/enterprise/kaihatsu/index.html

<sup>1</sup> JICA 沖縄が実施する開発教育支援プログラム

開発教育支援事業は、将来的に沖縄県や県内教員・市民団体が開発教育・国際理解教育を自立的に発展させられることを目指し(例えば、沖縄県や市民団体自身による出前講座の実施など)、独自に県内教育指導者対象の研修を実施するとともに、沖縄県立総合教育センターにおける初任者研修などの法定研修における国際理解教育講座の実施や県内の教員による自律的なネットワークの構築など、県内における持続的な研修制度の構築を図ります。生徒・児童に対しては、年間 100 件程度、計 5,000~6,000名が受講する国際協力出前講座等を実施し、教員に対しては、年間 400~500 名程度、国際協力の事例等を効果的に活用して学校現場における国際理解教育やキャリア教育を実践できるようになるための研修等を実施しています。

JICA沖縄によるこれまでの開発教育・国際理解教育への取組みおよび沖縄県の教育現場における昨今の現状と課題を踏まえ、「JICA沖縄開発教育支援プログラム」により、学校教育現場での実践を質、量ともに充実させるべく戦略的に取り組んでいます。

JICA沖縄では、JICA沖縄直営での事業、生徒・児童向け国際協力出前講座・センタ 訪問等の事業、教員向け研修の事業の3つの柱で本プログラムを実施しており、本業 務は、県内の児童・生徒・学生、市民等を対象とする国際協力出前講座、沖縄センタ 一訪問学習、その他イベント等に係る業務を委託するものです。

生徒等向けの業務実施にあたっては、開発教育支援事業の効果を一層高めるため、 県教育長との連携、教員向け研修(及びそのネットワーク)を念頭に置いた年間計画 やプログラムの策定を行うとともに、JICA 沖縄や JICA 本部における他の開発教育関 連事業(指導者養成講座、教師海外研修、中高生エッセイコンテスト、SDGs フォトコ ンテスト等)との連携を図り、事業を実施します。

各プロラムの実施においては、国際理解教育に熱心に取り組む学校・教員と、なかなか国際理解教育へ取り組めない学校・教員とに2極分化している中で、校種、教員の経験に沿った(経験がある層には、より高度な内容での対応、経験がない層については、各種実施手法の紹介、指導や教員向け研修への誘いを含める等)対応を、軽重に応じて、工夫しつつ実施することが求められます。

また、熱心に取り組む学校(国際理解教育研究指定校、ESD 研究指定校および熱心にプログラムを組んで取り組んでいる私学)には、より高度な内容を提供し、国際理解教育のネットワークの一員となるよう誘う必要があります。

更には講師となる方々においても、自身の体験談を語るのみならず、マスメディア 等にもあまり掲載されない身近でない開発途上国の実情を生徒自身が自らのこととし て受け止め、考えさせる工夫を伴った講座となるよう連絡調整が必要とされます。

学校業務における教員の職務はますます増加している中で、新学習指導要領において「予測のつかない社会」「持続可能な社会」「主体的・対話的・より深い学び」(アクティブラーニング・参加型学習)といった国際理解教育への追い風を踏まえて、取組姿勢が強化されるように工夫しつつ、本事業を限られた予算の中で実施していくための柔軟・斬新なアイデアやネットワークの活用について、受託者の提案やノウハウを得て、さらなる効果的・効率的な事業を実施していきます。

# 2. 業務の内容

(1) 事業名称

2023-2025JICA 沖縄開発教育支援プログラム(生徒・児童向け)に係る業務委託

# (2) 基本仕様

<b>2 / 基本江</b> 塚							
対象者	県内の児童・生徒・学生・市民						
事業目的	(ア) 児童・生徒・学生・市民に対して、必ずしも、身近ではない開						
	発途上国の実情と、日本・沖縄との関係の深さ、「新沖縄 21 世紀ビジョ						
	ン」「沖縄アジア経済戦略構想」等に描かれた将来における関係性への						
	理解を深め、行動変容を起こすことを期待し、内発的な動機付けを行う						
	ことを目的とする。						
	(イ) 沖縄県及び JICA が取り組む SDGs への貢献への理解を深め、生						
	徒・児童等が沖縄らしい SDGs の実現に向けて行動を促す。世界の子ど						
	もたちが均等に教育を受けられることを支援する可能性について気付						
	きを与えることを目標にする。						
	(ウ) 担当の教員が、自立的に国際理解教育を実施できるような簡易						
	な支援(教員の養成については教員向けの別プログラムで実施) と、国						
	際理解教育の必要性と生徒自身の気づき、自発的動機付けを伴う各種手						
	法を駆使・紹介することで関心を惹起し指導者養成事業への参加を促						
	す。						
	(エ) 国際理解教育に関心の高い教員ネットワーク(メーリングリス						
	ト作成支援)を行う。						
	(オ) おきなわ国際協力・交流フェスティバル内の JICA 沖縄イベン						
	ト「SDGs フォトコンテスト」を通じて SDGs の目標達成に向けた行動変						
	容を促す。						
事業概要	上記目的達成のためには、参加者にとって途上国が身近ではないこと						
	から、座学のみでは、内発的動機付け、国際協力を行うようにする行動						
	変容を生じさせることには困難が伴うため、講義の仕方については、図						
	表、比喩、比較を用いるのみならず、各種の工夫2、ワークショップ(「世						
	界がもし 100 人の村だったら」「貿易ゲーム」等々)を行う。						
	① 生徒・児童向け事業の広報・希望校等募集・営業						
	② 各種事前調整						
	③ 各種セミナー等の実施						
	(企画・事前協議・実施・アンケート収集)						
	④報告書、JICAHP 掲載のための写真提出						
	※事業種別等						
	(i)講座・セミナーの実施						
	出前講座(学校などに出向く)						
	訪問学習(生徒等が JICA 沖縄を訪問して実施する)						
	(ii)職場体験・就業体験、大学生インターンの実施						
	(iii)ふれあい講座等、市民向け公開展・交流イベントの実施						

2 国際協力出前講座事例

https://www.jica.go.jp/hiroba/program/practice/delivery/report/index.html

	(* ) 000 一
	(i v)SDGs フォトコンテストの企画、運営
	(v) その他
年間を通	年間計画・スケジュール作成
じた業務	四半期毎実績報告
の流れ	四半期開発教育担当者協議
	(JICA の他に、指導者向け(教員向け)研修を所掌する委託先参加)
個別の事	①実施勧誘(営業)、先方からの申し込み相談
業実施に	②JICA 側との実施要否の確認(申し込み内容を踏まえて)
関する流	③学校側等との事業内容打ち合わせ(学校側等での事前学習内容、事後
れ	学習内容調整、場合によっては、教員自らが本事業実施以降当該事業
	を行えるように、当日教員にもファシリテーター、進行役として参加
	できるよう指導が必要)、また外部講師の手配が必要な場合は先方意向
	を踏まえた充分な事前調整を行う等適宜対応する。
	④事業実施
	先方からの、評価等の入手
	実施報告書の JICA への提出

## 3. 業務全体実施管理

(1) 受託業務全体の詳細企画、実施・監理、モニタリング評価、改善策の立案/フィードバック/反映を行う。

なお、業務実施にあたっては、本業務内で実施する各プログラム間の相乗効果に加え、JICA沖縄が実施するその他の開発教育事業との相乗効果も図る。また、参加者各人の能力の段階的発展も意識する。

- (2) 年間スケジュール表、実施実績一覧表、本事業活用学校・教員データベースの 作成や随時の更新及び発注者との共有を行う。
- (3)発注者、沖縄県教育委員会や JICA 沖縄の教員等向け開発教育支援事業契約受託機関などの関係機関・団体との連絡調整・連携を行う。
- (4) 目安件数達成や業務の質向上のための広報・応募勧奨を行う。
  - ※発注者の有する他事業のパンフレット等も活用する。
  - ※特に各校では年間指導計画案を前年度 11 月頃には作成していくため、前年度から広報・応募勧奨を行う等留意する。
- (5) 四半期毎に発注者と進捗共有や協議を行う。

## 4. 業務実施体制

(1) 業務主任(総括)(1名)

受託者は総括責任者を定め、業務従事者の指導監督や業務全体の監理、報告書 や成果品の品質管理を行う。また、適宜発注者と重要事項を協議するとともに、 トラブル等についても随時に報告する。

(2)業務副主任(最低1名)

日常的・自律的に業務を実施するとともに発注者等関係者との連絡調整を行う。

具体的には、研修等依頼者や発注者との調整、プログラムの企画立案等の事前 準備・実施・監理・モニタリング評価、書類作成や経理等、業務全般を担う。

(3)業務補助員(1 名)

上記業務従事者の補助を行う。必要に応じ参加型ワークショップ等を補助する。

※学校年間計画の関係から、台風シーズ以降の秋口に事業が集中するため、計画 的な事業実施と調整および効率的な人員配置を行うこと。

#### 5. 全体業務に関する留意事項

- (1) 受注者は、本業務全体の量と質の拡充のために、各プログラム単体だけではなく受託業務全体についても主体的に企画・評価・改善提案や広報/参加勧奨を 行うとともに相乗効果を図る。
- (2) 依頼者、参加者、講師の氏名、所属、連絡先、他プログラム等情報提供可否な どは、個人情報の取り扱いに留意してデータベース化し、随時発注者に共有す る。また、受注者は、情報の漏洩がないよう留意する。データベース等個人情 報は、契約期間中はこれを保管し、履行期限終了後は発注者に提出し、データ は必ず破棄すること。
- (3) 本業務を進めるに当たっては、受注者は、発注者と連携しつつ、マスコミなど にも積極的な広報を行う。なお、広報資料に掲載する写真その他の画像データ は、JICA に著作権が帰属するものを使用する。
- (4) 各種プログラムにおける記録写真等は、発注者のホームページ等で情報発信することから、写真の肖像権等について必ず使用承諾を取る。
- (5) 実施の件数や時間は目安であり、件数が増減する場合には、発注者と協議し、 双方合意の上実施し、契約金額を上限に精算時に反映させる。
- (6) 受注者は、報告書、ちらし、募集要項などについては、発注者が後に編集・加工できる形態でのデータとしても提出する。
- (7) 本事業の主眼は、開発教育における特に「途上国に対する国際協力の理解・促進」のため、学校教育における類似の国際理解教育、移民学習、平和学習及び SDGs や在留外国人支援等の状況を踏まえつつも、それらと重なる部分と重な らない部分、直接/間接的貢献など費用対効果には十分に留意する必要がある。
- (8) ワークショップ・教材は全国で多種多様であり、その開発は日進月歩であるため、受注者は自身で、知識・能力を向上し、依頼者のニーズや割当時間に応じて使い分け質の高い事業を行えるよう、努める。また、途上国の現状はもちろんのこと、JICA や JICA 沖縄の事業、我が国の政府開発援助(ODA)や国際協力についても一定の説明や質疑応答が出来るようにする。

#### (9) 講師の確保

①講師、ファシリテーター:

申込者の希望に応じて実施内容を調整する。国際理解ワークショップを実施す

る。

## ②外部講師:

外部講師による対応が必要な場合は、リソースが JICA ボランティア(青年海外協力隊等)の帰国隊員が主となることから、事業実施に際して、予め JICA 沖縄側から講師候補リストとして提供する。

また、特定の内容(地方自治体による国際協力、JICAについて)が要望される場合には、都度協議・相談することとする。

- ③外部講師への謝金・交通費等について 謝金及び交通費については、発注者の規定(支出基準単価)に基づいて、適宜 源泉徴収、マイナンバーの確認等、必要な手続きを行う。
- ④JICA 職員、JICA 研修員が講師となる場合 講師謝金は不要とする。先方側の要望により受け取る必要がある場合は、適宜 発注者と相談する。県内における移動手段は、発注者が手配する。
- (10) JICA 沖縄への宿泊、食堂利用:事前に予約を行うことで対応可能。 JICA 沖縄の食堂を多数(約8名以上)が利用する場合には、少なくとも人数 や使用開始時間を発注者に2週間前までに連絡する(可能であれば、事前に 公表されるメニューを参照し事前に注文を取り連絡する、アレルギーについ ても確認を行う)。

#### (11)事後アンケート

速やかに生徒からのアンケート結果、担当教員等からの実施報告書を回収し、 JICA 沖縄に提出する。

(12)発注者の有する他事業のパンフレット等も活用し、出来る限り他事業も併せて 広報/参加勧奨を行う。

## 6. 実施対象先の決定、件数規模

## (1) 実施件数

2020, 2021 年度, 2022 年度途中までの出前講座実施件数·対象校·事業を目安として参照のこと。

	合計	内訳対象別 件数/人数				
	件数/人数	小学校	中学校	高校	大学・専門 学校等	一般
2020 年度	123/5, 859	12/488	18/1, 016	30/1, 953	20/2, 004	43/398
2021 年度	126/6, 871	18/1, 087	26/1, 873	27/1, 068	30/2, 306	25/537
2022 年度	81/5, 301	17/1, 339	14/1, 437	27/1, 157	16/708	7/660

<sup>※2022</sup> 年度については 10 月末までの実績。

#### (2) 実施先の決定

実施先の決定については、新規実施校開拓を行う場合には、上述の開発教育方針及びそれまでの実績状況に鑑みて、JICA沖縄と事前に協議確認の上で決定し、

学校等からの申し込みがあった場合については、申込書が提出された段階で JICA沖縄と協議の上で実施を決定する。

## 7. 個別業務に関する留意事項

(1) 学校向けプログラム

プロポーザルにおいては、特に以下について提案すること。

- ①対象として、県内の子どもを取り巻く各種課題(子どもの貧困や離島における教育の充実)、また、県教員の JICA 海外協力隊への現職参加時の母校および帰国後の配属校への実施実現方法について。
- ② ワークショップ等如何に質の高い工夫された内容を提供していくのか
- ③ 担当教員をいかにして別途実施する教員研修へ誘うか、国際理解教育への取組みを恒常的に行うように働きかける方法
- 4 教員ネットワークの構築方法

## (ア) 出前講座、訪問学習(年間110件程度 1件あたり平均2時間)

(a) 出前講座のプログラム事例

講師が JICA ボランティアの場合

(https://www.jica.go.jp/okinawa/enterprise/kaihatsu/teacher/demae.html)

講師が、JICA 研修員の場合

(https://www.jica.go.jp/okinawa/enterprise/kaihatsu/teacher/kenshuin.html)

(b) 訪問学習のプログラム事例

(https://www.jica.go.jp/okinawa/enterprise/kaihatsu/teacher/houmon.html)

## <事前準備>

外部からの申込み・問合わせ・相談に応え、依頼者の状況や顕在/潜在的ニーズ (依頼者の年間指導計画など大枠の計画・目標、事前学習状況、依頼プログラム の達成目標、事後フォローアップ状況等)を踏まえつつ、プログラムの概要(日 時、場所、達成目標・評価方法、次第、講師、資料、機材、備品、事後アンケー ト、当日の進め方・役割分担等)を企画し、遅くとも実施の2~3週間前までに は発注者の承認を得る。

- ※1 費用対効果に鑑み、一度になるべく多くの生徒・児童を対象とした講座を奨励 する。
- ※2 JICA 研修コースは繁忙・閑散時期があり、平日の日中は講義や視察があるため、 受注者は早めに依頼者や発注者と交流可能な日を調整する(研修日程は各コース開始の4カ月前頃までに決定するため、発注者から受注者に定期的に情報を 提供する。受注者は依頼者から事前に年度当初等にまとめて希望日を聞いておくことを推奨する。なお、JICA沖縄の施設内で講義があるコースは主に12:30 ~13:30 に施設内食堂で昼食をとるため各研修員の同意が得られれば交流可能)。実施件数は本契約全体で年間10件程度を想定する。

- ※3 事業の費用対効果を高めるため、依頼者には、できるだけ年間指導計画など大枠の計画・目標の設定・明確化、事前・事後学習の実施などを奨励する。また、担任以外の教員や保護者の参加も奨励する。
- ※4 特に、本事業は将来的には依頼元の学校・教員がワークショップの講師を行ったり、県内在住外国人・国際交流団体から講師を招へいする等、自身で企画・ 実施・運営できるようにすることを目標とするため、担任や担任以外の教員が 講座実施・運営方法についても可能な限りを主体的に理解・習得できるよう配 慮する。

## く実施後>

「5. 全体業務に関する留意事項」に記載のとおり、報告書等の提出等を行う。

## (イ) 職場体験・インターン

- (a) 職場体験のプログラム事例(別添1)
- (b) インターンのプログラム事例(別添2)

職場体験・インターンは、地元中学向け(1回5名×2回)、高校1~2校(1回5名×3回程度)を実施している。中学校向けは、中学校からの申し込みに応じて実施を決定する。高校向けは、県教育庁が、全県全高校についての実施時期を取りまとめ、JICA沖縄側に受入れ候補日が提示される。提示された当該リストに基づき、JICA沖縄と受注者が相談しつつ、受入れ校を決定する。

大学生向けのインターンの実施については、県内大学全体でのインターン実施調整窓口として、うりずん+(プラス)が運営しており、うりずん+事務局側と、JICA沖縄側、受託先とでプログラムの内容等を検討の上で、実施時期を決定する。参加者は、うりずん+事務局を通じて応募してくることとなる。将来のキャリアパス形成のために、実際の各種職場(官公庁、民間企業、教育機関等々)で業務等を体験することで、学習のための内発的な動機を持つこととして整理をしている。

※うりずん+(https://urizun.lab.u-ryukyu.ac.jp/)

JICA 沖縄としては、上記教育現場側の要望に応えるために、JICA 沖縄で実施している業務、研修員との交流、宿泊業務・建物管理業務、図書資料室等の多岐に渡る業務を紹介するとともに、開発途上国の実情、国際協力の必要性の理解を深め、多岐に渡る国際協力への関与の方法、必要とされる資質等について PARTNER (http://partner.jica.go.jp/PartnerHome) 等を参照しつつ紹介してきている。

生徒・学生にとって、国際協力を学び将来のキャリアの具体的なイメージを持つ機会とするため、自分自身で考えられるような毎日の振り返り等に留意したプログラム作りと、ファシリテーションが重要となる。

## <事前準備>

学校側担当教員と、参加生徒とのプログラム概要、心構え等を確認する。

3日間のプログラム作成及び関係機関間との調整を行う。

対象は少人数ながら、3日(職場体験)~2週間(大学生インターン)と期間が長く、多くの業務が生じることから、限定的に受入れつつ、効果の極大化に努め、国際協力への関心が高まると同時に、JICAのファンになるような成果を目指す必要があり、実施方法等においては、工夫して提案すること。

- (c)近隣(浦添市)の中学校向け職場体験(目安;年間2校、1回5名、3日間) 各学校からの申請に基づき、発注者と相談のうえ、受入の可否を学校側に連絡する。
- ※沖縄センターの地元(浦添市)や国際理解教育の年間指導計画を有したり自身でも一定の実践を行っている学校・教員からの受入を優先する(また、生徒では特に英語、国際交流のみならず途上国への国際協力や海外ボランティアに関心があるもの)。必要な場合には、教員と調整の上で事前学習として出前講座の実施を行うことで、国際協力への関心を高めた上での実施とすることも検討する。
- ※各体験者が能動的に課題を設定し取り組めるようにする。
  体験する業務の内容については発注者と協議、調整する。
  発注者が所有する施設の管理業者に対しても職場体験に係る協力依頼を行う。
- (d) 県内高校向け就業体験(年間3回、1回5名程度、3日間) 基本的な内容は中学生職場体験と同様。中学校は個別学校が申込みを行うの に対し高校については、県教育委員会が一括して窓口調整業務を業務委託し ている。このため実施申込みについては、発注者側で受け取り、その後受入 について受注者側と協議の上で、受入れを決定する。
- (e) 大学生インターン(年間1回、1回5名~8名程度、10日程度) 高校と同様に、県内大学が一括して事務局機能を業務委託している。JICAで 働くことを体験し、将来のキャリアパスを考え、卒業後の国際協力へのアク ションプランを作成する。

#### (2) 市民向けプログラム

(ア) ふれあい講座(年間5回(世界の地域ごと)、隔月第3金曜日19:00~20:30) ふれあい講座は、JICA沖縄と浦添市国際交流協会(UIRA)との共催で20年以上にわたり、開発途上国から研修のために来日しているJICA研修員による講座と地域住民の方々との交流を主眼としたプログラムとして実施。基本的には、事業内容についてJICA沖縄と協議の上スケジュール内容について素案を作成

の上、浦添市国際交流協会を含めて協議、決定する。

(https://www.jica.go.jp/okinawa/enterprise/kaihatsu/hureai/index.html)

実施に際しては、研修員および研修監理員との事前打ち合わせを行い、実施すること。児童から高齢者まで幅広い国際協力・交流初心者が多数参加することになるため、いかに交流を円滑に行うのか工夫を凝らしたプログラム策定が必要とされる。

## <事前準備>

年間スケジュール案の策定

JICA沖縄と協議しつつ実施。時期により参加研修員の地域的な特徴が異なるため、事前に JICA沖縄側から研修参加国候補について事前に提供する。

## スケジュールの確定

年度開始段階において、年間のスケジュールを JICA 沖縄、浦添市、浦添市国際交流協会と確認する。

広報のための年間の案内を年度当初に、個別の詳細案内を1か月程度前に作成し、JICA沖縄に提出する(JICA沖縄HPに掲載)

研修員来日直後に、「ふれあい講座」についての主旨を説明の上で、協力依頼 及び準備の依頼を行う。

担当となる研修監理員(実施1ヶ月前程度に JICA 沖縄側で確定するので JICA 沖縄に確認)とのプログラム内容等に関する協議・確認を行う。

## く実施後>

(

「5. 全体業務に関する留意事項」に記載のとおり、報告書等の提出等を行う。

## (3) その他のプログラム

(ア) おきなわ国際協力・交流フェスティバルにおける展示、イベント参画 JICA 沖縄では、沖縄県及び浦添市と共催で、例年 11 月の土日 2 日間 (または 1 日間)に、JICA 沖縄を会場として、標記フェスティバルを開催しており、 県内の国際交流・協力団体等が、展示、ワークショップ等を開催しつつ、沖 縄県民の国際協力・交流への関心を高めることを目的としている。

本業務においては、国際理解ワークショップ等を企画し、県民に広く開発 教育事業での取り組みを周知することが業務内容となる。

## (イ) SDGs フォトコンテストの企画・運営

- ①募集要項(HP 等掲載用)、実施・審査要領(内部向け)を作成する。
- ② 主催・共催・協力・協賛団体について整理の上、募集する。各団体に 賞品提供・審査・表彰について概要を説明し、合意を得る(各賞の賞品を 決定する)。共催・協力等の申請を発出する。
- ③ ポスター、チラシのデータを確定し印刷する(各賞の賞品も掲載予定)。

- ④ 発注者側の事前実施事項を踏まえて、発注者から受け取ったポスター・チラシを発注者の指定する宛先に発送する。(小・中・高の夏休みの課題として取り組んでもらえるよう、7月上旬までに募集開始)
- ⑤ フェスティバル全体の広報とは別途、応募勧奨に資する各種メディア・SNS 等への掲載、ポスター設置、各種コンテスト情報サイトへの掲載等を行う。
- ⑥ 応募案件の受付、応募作品のリスト化、定期的な応募状況の受注者への共有、問い合わせへの対応を行う。
- ⑦ 発注者と協議して審査委員を決定し、発注者名で審査委員への就任依頼の 文書を作成・発送する。その他審査委員に係る委嘱・謝金支払い等の必要 な手続きを行う。
- ⑧ 募集終了後、審査要領に則って一次審査通過作品案を作成し、発注者から 合意を得て、一次審査通過作品を決定して審査委員に送付する。
- ⑨審査委員会(二次審査)を開催し、発注者から合意を得て、入賞作品を決定する。審査委員会コメント(公表用)を取りまとめる。
- ① JICA 沖縄 HP 等掲載用の入賞作品(及び優秀作品)発表記事を作成する。
- ① 表彰式・展示会用に入賞作品(及び優秀作品)の展示パネルを作成する(データも納品)。
- ① 賞品・賞状を手配し、表彰式を開催する。表彰式に参加できなかった入賞者に賞品・賞状を発送する。
- ③ 応募作品数・応募者の傾向等を分析の上、データ化して報告書として提出する。

#### 8. 成果品

本契約書に基づく業務の進捗/達成度や成果・課題を確認するとともに、以降の各 プログラムや業務全体の戦略等の改善を行うための資料として、以下の成果品を 提出する。各成果品には以下記載の項目を含める。

なお、成果品の著作権は原則として発注者に帰属することとし、受注者は発注者の許可なく他に引用または転用しないこととする。

- (1)業務進捗報告書(第1~第3の各四半期)
  - ・量的進捗 (0.5 ページ程度):

年間計画・実績表や過去の実績をベースに、学校向けなどのプログラムの種類 と出前/訪問の種別毎に契約件数の進度や達成見込みを分析する。目安件数の達 成が確実でない場合はその要因や対策案も記載する。

・質的進捗(1~2ページ程度): プログラム毎の当該四半期の実施状況や成果を、各プログラムの報告書や過年 度・類似プログラムとの比較などにより分析し、今後の課題やその要因、対策 案を抽出する。プログラム毎の工夫や運営・広報面についても記載する。

業務全体の運営(1ページ程度):

プログラム毎ではない業務全体の運営・広報の状況・成果を、過年度・類似業 務との比較などにより分析し、今後の課題やその要因、対策案を抽出する。

- ・別添:当該四半期の各プログラムの個別案件報告書 プログラム種類毎に区分し、実施日、対象者、参加者数、事後アンケートにお ける満足度の定量評価結果や継続利用希望の有無、外部講師依頼案件における 対象者の経費負担の有無等を記載する。
- ※各プログラムの個別報告書は四半期毎ではなく終了後速やかに発注者へ提出すること。
- (2)業務完了報告書(第4四半期のみ)
  - ※第4四半期分を記載した上で、年間全体の業務を総括し、報告する。
  - ・量的達成度(0.5ページ程度): 年間計画・実績表や過去の経験をベースに実施件数の第4四半期の進度と年間の達成結果を分析する。目安件数を達成できなかった場合はその要因や対策案も記載する。
  - ・質的達成度(1~2ページ程度): プログラム毎の第4四半期と年間全体の実施状況や成果を、過年度・類似プログラムとの比較などにより分析し、今後の課題やその要因、対策案を抽出する。 プログラム毎の工夫や運営・広報面についても記載する。
  - ・業務全体の運営の達成度(1ページ程度): プログラム種類毎ではない業務全体の運営・広報の状況・成果を第4四半期と 年間全体に分けて、過年度・類似業務との比較などにより分析し今後の課題や その要因、対策案を抽出する。
  - ・別添:第4四半期の各プログラムの個別案件報告書 プログラム毎に区分し、実施日、対象者、参加者数、事後アンケートにおける 満足度の定量評価結果や継続利用希望の有無、外部講師依頼案件における対象 者の経費負担の有無等を記載する。
- (3) 開発教育支援事業活用学校・教員データベース
  - ・発注者は JICA 沖縄が有するデータベースを電子情報として受注者へ提供する。 受注者は適宜事業実施に応じて情報を更新し、JICA 沖縄へ提出する。
- (4) 沖縄の特性を活かした国際理解教育の授業案、ワークショップ教材等

## 第3 技術提案書の作成要領

技術提案書の作成にあたっては、「第2 業務仕様書(案)」に明記されている内容等を 技 術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、内容をよくご確認ください。

## 1 技術提案書の構成と様式

技術提案書の構成は以下のとおりです。

技術提案書に係る様式のうち、参考様式については機構ウェブサイトからダウンロードできます。ただし、あくまで参考様式としますので、応札者独自の様式を用いて頂いても結構です。技術提案書のページ数については、評価表「技術提案書作成にあたっての留意事項」のとおりです。

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\_tend\_evaluation.html)

- (1) 社としての経験・能力等
  - 1) 類似業務の経験
    - a)類似業務の経験(一覧リスト)・・・・・・(参考:様式1(その1))
    - b)類似業務の経験(個別)・・・・・・・・(参考:様式1(その2))
  - 2) 資格・認証等・・・・・・・・・・・・・・・(任意様式)
- (2)業務の実施方針等・・・・・・・・・・・・・・(任意様式)
  - 1)業務実施の基本方針(留意点)・方法
  - 2) 業務実施体制(要員計画・バックアップ体制等)
  - 3)業務実施スケジュール
- (3)業務従事者の経験・能力等
  - 1)業務従事者の推薦理由・・・・・・・・・・・・(任意様式)
  - 2)業務従事者の経験・能力等・・・・・・・(参考:様式2(その1、2))
  - 3) 特記すべき類似業務の経験・・・・・・・・(参考:様式2(その3))

## 2. 技術提案書作成にあたっての留意事項

技術提案書は別紙の「評価表」を参照し、評価項目、評価基準に対応する形で作成いただきますようお願いします。(評価項目、評価基準に対応する記述がない場合は、評価不可として該当項目の評価点はO点となりますのでご留意ください。)

技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・事項について、以下のとおり整理します。

#### (1) 応募者の経験・能力等

自社が業務を受注した際に適切かつ円滑な業務が実施できることを証明するため

に参考となる、応募者の類似業務の経験、所有している資格等について、記載願います。

## ① 類似業務の経験

類似業務とは、業務の分野、サービスの種類、業務規模などにおいて、蓄積された経験等が当該業務の実施に際して活用できる業務を指します。類似業務の実績を「様式1(その1)」に記載ください。原則として、過去5年程度の実績を対象とし、最大でも5件以内としてください。

また、業務実績の中から、当該業務に最も類似していると考えられる実績(3件以内)を選び、その業務内容(事業内容、サービスの種類、業務規模等)や類似点を「様式1(その2)」に記載して下さい。特に、何が当該業務の実施に有用なのかが分かるように簡潔に記述して下さい。

## 2 資格·認証等

本案件に関係すると思われる資格・認証を有している場合は、その証明書の写しを提出願います。

- マネジメントに関する資格(IS009001等)
- 個人情報保護に関する資格 (プライバシーマーク等)
- 情報セキュリティに関する資格・認証 (ISO27001/ISMS 等)
- その他、本業務に関すると思われる資格・認証

#### (2)業務の実施方針等

業務仕様書に対する、応募者が提案する業務の基本方針、業務を実施するために 用いようとしている方法や手法などについて記述して下さい。記述は、全体で5ページ以内を目途としてください。

## ① 業務実施の基本方針(留意点)・方法

業務仕様書について内容を把握のうえ、そのような方針・方法で業務に臨むのか、当該業務の目的等を理解したうえでどのような事柄に留意し業務を実施するのかを十分に検討し、業務ごとに提案願います。

各種提案に当たっては、本説明書に示した業務内容を基本とし、提案者の特徴を 活かした提案内容として下さい。

## ②業務実施体制、要員計画

業務仕様書に記載の業務全体をどのような実施(管理)体制(直接業務に携わる 業務従事者のみならず、組織としてまたは組織の外部におけるバックアップ体制 を含む。)、要員計画(業務に必要な業務従事者数、その構成、資格要件等)等 で実施するのか、提案願います。実施(管理)体制の方針、考え方についても、 併せて記載願います。

なお、要員計画については、全体計画の記載を求めるものであり、個々の業務従 事者の個別の人員配置計画を求めるものではありません。

## ③業務実施スケジュール

業務実施にあたっての作業工程をフローチャート・作業工程計画書等で作成願います。

(3) 業務総括者・業務従事者の経験・能力等

業務を総括する方及び業務に従事する方の経験・能力等(類似業務の経験、実務 経験及び学位、資格等)について記述願います。

- ① 業務総括者及び業務従事者の推薦理由 応募者が、業務総括者を推薦する理由を、400字以内で記載下さい。
- ②業務総括者・従事者の経験・能力等 以下の要領に従い、記載下さい。
  - ■「取得資格」は、担当業務に関連する取得資格について、その資格名、分野 やレベル、取得年月日を記載するとともに、可能な限りその認定証の写しを添 付して下さい。
  - ■「学歴」は、最終学歴のみを記載ください。
  - ■「外国語」は、英語の資格名を記載してください。また、保有する資格の種類、スコア、取得年を記載下さい。
  - ■「現職」は、現在の所属先の名称、所属先に採用された年月、部・課及び職位名を記載し、職務内容を1~2行で簡潔に記載して下さい。また、所属先の確認を行うため、雇用保険については、確認(受理)通知年月日、被保険者番号、事業所番号、事業所名略称を記載して下さい。
  - ■「職歴」は、所属先を最近のものから時系列順に記載し、所属した主要会社・部・課名及び主な職務内容につき、簡潔に記載ください。
  - ■「業務従事等経験」は、現職の直前の所属先から新しい順に、所属先の名称、 所属した期間、部・課及び職位名を記載し、職務内容を1~2行で、簡潔に記載して下さい。
  - ■「担当業務」については、各々の業務に従事した際の担当業務を正確に示すようにしてください。
  - ■「研修実績等」については、担当業務に関連する研修歴を記載し、可能な限りその認定書等の写しを添付願います。
  - ■職歴、業務等従事経験が、「様式2(その1)」だけでは記載しきれない場合には、「様式2(その2)」に記入して下さい。
  - ウ、特記すべき類似業務の経験

記載にあたっては、当該業務に類似すると考えられる業務経験の中から、業務総括者の業務内容として最も適切と考えられるものを3件まで選択し、類似する内容が具体的に分かるように、「様式2(その3)」に業務の背景と全体業務概要、担当事項及び当該業務との関連性について記載ください。

# 3. その他

技術提案書は 可能な限り 1 つの PDF ファイルにまとめて、提出ください。

別紙:評価表(評価項目一覧表)

## 第4 経費に係る留意点

## 1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書(案)に規定されている業務の内容を十分 理解したうえで、必要な経費を年度ごとに3年分積算してください。積算を行う 上での留意点は以下のとおりです。

## (1)経費の費目構成

1)業務の対価(報酬)

業務主任、業務副主任、業務補佐、管理費

★管理費は、「業務人件費」及び「積上計上するものを除く直接経費」から構成されます。「間接経費」とは、業務従事者以外の受託者内部人材(事務職員や間接的に業務支援を行う技術者)の人件費、福利厚生費、光熱水料等の経費。「積上計上するものを除く直接経費」とは、以下に掲げる費目以外の直接経費のことを指し、業務の実施に際し、一般的に必要な文房具等消耗品、銀行手数料、業務従事者を含む受託者内部人材の交通費(100km未満)、通信運搬費等を含む。業務従事者ごとに日(月)額単価を設定し、想定する人日(人月)を乗じ算出ください。報酬単価には管理的経費を含めて積算ください。

## 2) 直接経費

## 1 講師謝金

(ア) 外部講師(協力隊OV単価)

4.600円(1回)

(イ) 外部講師(卒後17年を基準とする)

7,900円(1時間)

※謝金単価は、消費税込みの上限目安となります。

(ウ) 原稿謝金 (原稿の執筆等に対する謝金)

1,500円/400字

(工)沖縄本島内交通費(講師) 近隣/遠方

1,500円/3,000円

(才) 国内旅費(離島等、講師、受注者)

## ②教材作成費、消耗品費

- (カ) 事務機器用品(コピー機材リース代等)
- (キ) 教材作成、ワークショップ資機材等

# 3)一般管理費

当該業務委託を行う為に必要な経費であり、業務に要した経費としての抽出、特定が困難な経費について、一定割合の支払いを「一般管理費」として計上することを認めます。

#### (2)入札金額

「第1.入札手続き 12.入札書(6)」のとおり、課税事業者、免税事業者 を問わず、入札書には契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載 願います。価格の競争はこの金額で行います。なお、入札金額の全体に100 分の10に相当する額を加算した額が最終的な契約金額となります。

## (3) 定額で見積る直接経費

直接経費のうち、「教師海外研修 海外旅費及び海外旅行保険料」に係る経費については、300,00円/人、「(定額)を計上してください。

当該経費は、入札時点でその適切な見積もりが困難であることから、定額で入札金額に計上することにより、価格競争の対象としません。ただし、本経費については、業務完了時に証拠書類に基づき精算を行います。また、契約期間中に増額が必要となる場合には発注者、受注者双方で協議し、当該部分について増額の契約変更を行うことを可とします。

## 2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

業務の完了や成果物等の検査の結果合格した場合、発注者は受注者からの請求に基づき、契約書に定められた額を支払う。

#### 3. その他留意事項

- (1) 精算手続きに必要な「証拠書類」とは、「その取引の正当性を立証するに足りる書類」を示し、領収書又はそれに代わるものです。証拠書類には、①日付、②宛名(支払者)、③領収書発行者(支払先)、④受領印又は受領者サイン、⑤支出内容が明記されていなければなりません。
- (2) 受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構 と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。 受注者は、このような事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さ い。
- (3) 謝金の支払いを実施していただく際、支払相手方が個人の場合には、原則として源泉徴収の手続きを実施していただく必要があります。業務内容によっては、 旅費・交通費についても源泉徴収の対象となります。謝金の支払いについての 詳細は、以下 URL をご確認下さい。

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/pdf/mynumber\_hoshu.pdf

(4) JICA沖縄内に執務場所の提供を希望される場合は、その旨記載ください。限られていますが、スペースを提供できる可能性があります。

以上

# 積算様式

# 1. 業務の対価(報酬)(税抜)

(円)

円(定額)

	日額単価	人日	計
総括			
総括以外の業務従事者			
計			

2.	直接経費	(税抜)
	出張経費	

3.	合計 (税抜)	1. +	2. =	円	(入札金額)

## 第5 契約書(案)

# 業務委託契約書

- 1. 業務名称 JICA 沖縄開発教育支援プログラム(生徒・児童向け)に係る業務委託 契約(2023年度~2025年度)
- 2. 契約金額 金00,000円 (内 消費税及び地方消費税の合計額 0,000,000円)
- 3. 履行期間 20●●年●●月●●日から 20●●年●●月●●日まで

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構沖縄センター 契約担当役所長 ●●●(以下「発注者」という。)と●●●● ●●●●● ●●●● (以下「受注者」という。)とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約(以下「本契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

## (総 則)

- 第1条 受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書 I「業務仕様書」(以下「業務仕様書」という。)に定義する業務を、善良な管理者の注意義務をもって誠実に履行し、発注者は受注者に対しその対価を支払うものとする。
- 2 受注者は、本契約書及び業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、業務を実施 するために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定めるもの とする。
- 3 頭書の「契約金額」に記載の「消費税及び地方消費税」(以下「消費税等」という。)とは、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づくものである。
- 4 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。

- 5 本契約の履行及び業務の実施(安全対策を含む。)に関し、受注者から発注者に 提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第5条に定義する監督職員を経由 して提出するものとする。
- 6 前項の書類は、第5条に規定する監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。
- 7 発注者は、本業務の委託に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。
  - 8 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して本契約を履行し、業務を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づく 賠償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。

## (業務計画書)

第2条 受注者は、本契約締結日から起算して10営業日(営業日とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から金曜日までの日をいう。以下、同じ。)以内に、業務仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

## (権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

## (再委託又は下請負の禁止)

- 第4条 受注者は、業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 受注者が、前項ただし書の規定により業務の一部の実施を第三者に委託し、又は 請け負わせる場合は、次の各号の条件が課されるものとする。
- (1) 受注者は発注者に対し、本契約により生ずる一切の義務を免れるものではなく、 また、受託者又は下請負人の役職員を受注者の役職員とみなし、当該役職員が本契 約により生ずる受注者の義務に違反した場合は、受注者が責任を負うものとする。
- (2)発注者は、受注者に対して、受託者又は下請負人の名称その他必要な事項の通知 を求めることができる。
- (3)第18条第1項第8号イからトまでのいずれかに該当する者を受託者又は下請負人としてはならない。

## (監督職員)

- 第5条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構 沖縄センター市民参加協力課 課長の職にある者を監督職員と定める。
- 2 監督職員は、本契約の履行及び業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権限 を有する。
  - 1. 第1条第5項に定める書類の受理
  - 2. 本契約に基づく、受注者又は次条に定める受注者の業務責任者に対する指示、承諾及び協議
  - 3. 本契約に基づく、業務工程の監理及び立会
- 3 前項における、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。
- (1) 指示 監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権限 に係る方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾 受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権限に基づき了解することをいう。
- (3)協議 監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (4) 立会 監督職員又はその委任を受けたものが作業現場に出向き、業務仕様書に 基づき業務が行われているかを確認することをいう。
- 4 第2項第2号の規定に基づく監督職員の指示、承諾及び協議は、原則としてこれ を書面に記録することとする。
- 5 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、第2項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により 受注者に通知しなければならない。
- 6 発注者は、監督職員を通じて、受注者に対し、いつでも本契約の業務の履行状況 の報告を求めることができる。

#### (業務責任者)

- 第6条 受注者は、本契約の履行に先立ち、業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。発注者の同意を得て、業務責任者を交代させたときも同様とする。
- 2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に、業務の実施についての総括管 理を行わせるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。
- 3 業務責任者は、本契約に基づく受注者の行為に関し、受注者を代表する権限(ただし、契約金額の変更、作業項目の追加等業務内容の重大な変更、履行期間の変更、 損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭受領の権限並びに本契約の解除に係るものを除く。)を有するものとする。

#### (業務内容の変更)

- 第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務内容の変更を求めることができる。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業 務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 第1項により業務内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び契約金額並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。
- 4 第 2 項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が直接かつ 現実に損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しな ければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協 議し、当該協議の結果を書面により定める。

## (一般的損害)

第8条 業務の実施において生じた損害(本契約で別に定める場合を除く。)については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき理由により生じた損害については、発注者が負担する。

## (第三者に及ぼした損害)

- 第9条 業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して賠償を行わなければならない場合は、受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前二項の場合において、その他業務の実施に関し、第三者との間に紛争が生じた ときは、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

## (検査)

- 第 10 条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。この場合において、発注者が認める場合は、受注者は、第 14 条に規定する経費確定(精算)報告書に代えて、附属書 I 「契約金額内訳書」(以下「契約金額内訳書」という。)に規定する単価等に基づき確定した経費の内訳及び合計を業務完了届に記載することができる。
- 2 業務の完了前に、業務仕様書において可分な業務として規定される一部業務が完了した場合は、受注者は、当該部分業務に係る業務完了届を提出することができる。 発注者が受注者に対し、当該部分業務に係る業務完了届の提出を求めたときは、受注者は、遅滞なく業務完了届を提出しなければならない。

3 発注者は、前2項の業務完了届を受理したときは、その翌日から起算して10営業日以内に当該業務について確認検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

## (債務不履行)

第 11 条 受注者の責に帰すべき理由により、受注者による本契約の履行が本契約の本旨に従った履行と認められない場合、又は、履行が不能になった場合は、発注者は受注者に対して、完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。この場合において、本契約の目的が達せられない場合は、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

## (成果物等の取扱い)

- 第 12 条 受注者は、業務仕様書に成果物(以下「成果物」という。)が規定されている場合は、成果物を、業務仕様書に成果物が規定されていない場合は、業務実施報告書(以下「業務実施報告書」という。)を、第 10 条第 1 項及び第 2 項に規定する業務完了届に添付して提出することとし、第 10 条第 3 項に規定する検査を受けるものとする。
- 2 前項の場合において、第 10 条第 3 項に定める検査の結果、成果物及び業務実施報告書について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、第 10 条第 3 項の規定を準用する。
- 3 受注者は、業務仕様書に業務提出物(以下、「業務提出物」という。)が規定されている場合は、業務提出物を業務仕様書の規定(内容、形態、部数、期限等)に基づき提出し、監督職員の確認を得なければならない。
- 4 受注者が提出した成果物、業務実施報告書及び業務提出物(以下総称して「成果物等」という。)の所有権は、それぞれ第10条第3項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に、受注者から発注者に移転する。
- 5 受注者が提出した成果物等の著作権(著作権法第27条、第28条所定の権利を含む。)は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、それぞれ第10条第3項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に受注者から発注者に譲渡されたものとし、著作権が受注者から発注者に譲渡された部分の利用又は改変については、受注者は発注者に対して著作者人格権を行使しないものとする。また、成果物等のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。

6 前項の規定は、第 11 条、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項の規 定により本契約を解除した場合についても、これを準用する。

#### (成果物等の契約不適合)

- 第 13 条 発注者は、成果物等に業務仕様書との不一致その他契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)を発見したときは、発注者がその契約不適合を知った日から1年以内にその旨を通知した場合に限り、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、契約金額の減額を請求し又はこれらに代え、若しくはこれらと併せて損害の賠償を請求することができる。
- 2 発注者は、成果物等に契約不適合があるときは、発注者がその契約不適合を知った日から1年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 前二項において受注者が負うべき責任は、前条第1項及び第2項の検査の合格又 は前条第3項の監督職員の確認をもって免れるものではない。

#### (経費の確定)

- 第 14 条 受注者は、履行期間末日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、 経費確定(精算)報告書(以下「経費報告書」という。)を提出しなければなら ない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する 日時までに提出するものとする。
- 2 受注者は、第 10 条第 2 項に定める可分な業務にかかる業務完了届を提出する場合は、当該業務完了届の提出日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、当該業務に係る経費報告書を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。
- 3 受注者は、契約金額内訳書のうち精算を必要とする費目についての精算を行うに 当たっては、経費報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出しなけ ればならない。
- 4 発注者は、第1項及び第2項の経費報告書及び前項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、契約金額の範囲内で発注者が支払うべき額(以下「確定金額」という。) として確定し、経費報告書を受理した日の翌日から起算して30日以内に、これを受注者に通知しなければならない。
- 5 前項の金額の確定は、次の各号の定めるところにより行うものとする。
  - 1. 業務の対価(報酬)

契約金額の範囲内において、定められた単価及び実績による。

#### 2. 直接経費

契約金額の範囲内において、領収書等の証拠書類に基づく実費精算による。 ただし、日当・宿泊料、国内旅費(その他対象となる経費を記載。)につい ては、契約金額内訳書に定められた単価及び実績による。 6 受注者は、発注者から前項の直接経費に係る証拠書類の提出の省略を認められた場合は、これらを整備し、履行期間の満了した事業年度の翌年度の4月1日から起算して10年の間、自らこれを保管し、発注者からの要求があったときは、遅滞なく原本を提示しなければならない。

#### (支払)

- 第15条 受注者は、第10条第3項による検査に合格し、前条第4項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に確定金額の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日の翌日から起 算して30日以内に支払を行わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受理した後、その内容 の全部又は一部に誤りがあると認めたときは、その理由を明示して当該請求書を受 注者に返付することができる。この場合は、当該請求書を返付した日から是正され た支払請求を発注者が受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に 算入しないものとする。

#### (履行遅滞の場合における損害の賠償)

- 第 16 条 受注者の責に帰すべき理由により、履行期間内に業務を完成することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は受注者に履行遅滞により発生した損害の賠償を請求するとともに、成果物等の引渡しを請求することができる。
- 2 前項の損害賠償の額は、契約金額から既に引渡しを受けた成果物等に係る部分に相当する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に規定する利率(以下「本利率」という。)で算出した額とする。
- 3 発注者の責に帰すべき理由により、発注者が第 15 条に従って支払義務を負う確定金額の支払が遅れた場合は、受注者は、当該確定金額のうち未受領の金額につき、遅延日数に応じ、本利率で算出した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

#### (天災その他の不可抗力の扱い)

第 17 条 自然災害又は暴動、ストライキ等の人為的な事象であって、発注者、受注者双方の責に帰すべからざるもの(以下「不可抗力」という。)により、発注者、受注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない、また、発注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認し、その後の必要な措置について協議し定める。

2 不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は契 約違反とはみなさない。

#### (発注者の解除権)

- 第 18 条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。
- (1) 受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) 受注者が第20条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。
- (4) 第23条第1項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
- (5) 受注者に不正な行為があったとき、又は発注者の名誉ないし信用を傷つける行為 をしたとき。
- (6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
- (7) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- (8) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道(ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。)があったとき。
  - イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。)であると認められるとき。
  - ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。
  - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - 二 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を 図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するな どしているとき。
  - ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、 又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に 協力し、若しくは関与しているとき。

- へ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれ を不当に利用するなどしているとき。
- ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき 関係を有しているとき。
- チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、 発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかった とき。
- ヌ その他受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体 の条例に定める禁止行為を行ったとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合(前項第4号の場合を除く。)は、受注者は発注者に対し契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。)の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

#### (発注者のその他の解除権)

- 第 19 条 発注者は、前条第 1 項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なく とも 30 日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することがで きる。
- 2 第1項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し、他に転用できない費用に契約業務を完成したとすれば収得しえたであろう利益を合算した金額とする。

#### (受注者の解除権)

- 第 20 条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第2項の規定を準用する。

#### (解除に伴う措置)

第 21 条 発注者は、本契約が解除された場合においては、業務の出来高部分のうち、 検査に合格したものについては、引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた ときは、当該引渡しを受けた出来高部分に相応する発注済金額を支払わなければ ならない。

#### (調**査・**措置)

- 第22条 受注者が、第18条第1項各号又は第23条第1項各号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。
- 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無を 判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認め るときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行う ことができるものとする。
- 3 発注者は、第 18 条第 1 項各号又は第 23 条第 1 項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。
- 4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

#### (重大な不正行為に係る違約金)

- 第 23 条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行 使の有無にかかわらず、受注者は契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする)の 10 分の 2 に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。
- (1)次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法(明治 40年法律第 45 号)第 198 条(贈賄)又は不正競争防止法(平成 5 年法律第 47 号)第 18条(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。
  - イ 本契約の業務の実施にかかる便宜を得る目的
  - ロ 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約 の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的(本契約の履行期間 中に違反行為が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金 銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。)
- (2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約の業務に関し、私的独占の禁止 及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(以下、「独占禁止法」) 第3条、第6条又は第8条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法 第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場 合に限る。)の規定による排除措置命令を受け、又は第7条の2第1項(同法第8

- 条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3)公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の業務の実施に関して独占禁止法第7条の2第18項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又はその意を受けた関係者(受注者又は当該関係者が法人の場合は、その 役員又は使用人)が、本契約の業務の実施に関し、刑法第96条の6(公契約関係競 売等妨害)、独占禁止法第89条第1項又は同法第90条1号及び2号に違反する行 為を行い刑が確定したとき。
- (5) 第1号、第2号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者(受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか)が認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。
- (6) 第 14 条に定める経費確定(精算)報告において受注者が故意又は重過失により 虚偽の資料等を提出し、発注者に対して過大な請求を行ったことが認められたと き。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項 の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の 金額は契約金額の10分の2を下ることはない。
  - 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。
  - 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第18条第2項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。
  - 5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第1条第8項の規定にかかわらず、発注者は、当該構成員に対して第1項から第3項までに規定する違約金及び賠償金を請求しないことができる。ただし、第2号に掲げる者のうち当該違反行為を知りながら発注者への通報を怠ったものについては、この限りでない。
- (1) 第1項第1号又は第4号に該当する場合であって、その判決内容等において、違 反行為への関与が認められない者
- (2) 第1項第5号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、当該違反行為に関与していないと認めた者

- 6 前項の適用を受けた構成員(以下「免責構成員」という。)がいる場合は、当該 共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯して支 払う義務を負うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

#### (賠償金等)

- 第 24 条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで本利率で算出した利息を付した額と、発注者が契約に従って支払うべき金額とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払を請求することができる。
- 2 前項の請求をする場合は、発注者は、受注者に対して、前項に基づき発注者が指 定した期間を経過した日から遅延日数に応じ、本利率で算出<del>計算</del>した額の延滞金の 支払を受注者に請求する。

#### (秘密の保持)

- 第 25 条 受注者(第 4 条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。)は、業務の実施上知り得た情報(以下「秘密情報」という。)を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。
- (1) 開示を受けた時に既に公知であったもの
- (2) 開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの
- (3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの
- (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
- (5) 開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明しうるもの
- (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
- (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について 事前の承認があったもの
- 2 受注者は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は 複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。
- 3 受注者は、本契約の業務に従事する者(下請負人がある場合には下請負人を含む。 以下「業務従事者等」という。)が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保 持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必 要な措置を講じなければならない。

- 4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反 行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を 講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。
- 5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務 所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切であ る場合は、改善を指示することができる。
- 6 受注者は、本契約業務の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を 含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受注者が作成した 複製物を含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元で きないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知 しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

#### (個人情報保護)

- 第 26 条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報(「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人個人情報保護法」という。)第 2 条第 5 項で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。)を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。
- (1)業務従事者等に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の 承認を得た場合は、この限りでない。
  - イ 保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。
  - ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。
- (2)業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある独立行政法人個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。
- (3) 保有個人情報の管理責任者を定めること。
- (4) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。受注者は、発注者が定める個人情報保護に関する実施細則(平成17年細則(総)第11号)を準用し、当該細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、発注者が認めるときを除き、これを行ってはならない。
- (5)発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。
- (6) 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生した ときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、 速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。

- (7) 受注者は、本契約の業務実施の完了後、速やかに保有個人情報の使用を中止し、 保有個人情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受 注者が作成した複製物を含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる保 有個人情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で破棄し、当該 廃棄した旨を記載した書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者か ら指示があるときはそれに従うものとする。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
- 3 第1項第1号及び第6号並びに前項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き 続き効力を有する。

#### (特定個人情報保護)

- 第26条の2 第25条及び前条の規定にかかわらず、受注者は、本契約において、特定個人情報等(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項で定める個人番号及び同条第8項で定める特定個人情報を指し、以下「特定個人情報等」という。)に係る関係事務を実施する場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。
- (1)業務従事者等に次に掲げる行為を遵守させること。
  - イ 特定個人情報等は、受注者が本契約に基づき行う個人番号関係事務(番号法第2条第11項に定義される「個人番号関係事務」を指す。)の履行に必要な範囲を超えて利用してはならない。
  - ロ 特定個人情報等を複製したり、受注者の事業所等の外へ持ち出してはならない。
  - ハ 特定個人情報等は秘密として保持し、第 4 条第 1 項に基づき第三者に業務の 実施を委託する場合を除き、第三者に提供してはならない。
- (2)業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある番号法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。
- (3) 特定個人情報等の管理責任者と担当者を別途文書にて定めること。
- (4) 特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (5) 本契約の業務従事者等に対して、特定個人情報等の取扱いについての教育を実施 すること。また、発注者の求めに応じてその教育を実施したことを証明する文書を 提出すること。
- (6) 委託された特定個人情報等の漏えい等の事案発生時における対応をあらかじめ定めること。

- (7) 第25条第6項に基づき、特定個人情報等を破棄又は返却すること。この場合に第25条第6項中の「秘密情報」は、「特定個人情報等」と読み替える。特定個人情報等を破棄又は返却した場合には、発注者に対して当該特定個人情報等を破棄又は返却したことを証明する文書を提出すること。
- (8)発注者は、受注者の事業所等において、特定個人情報等が適切に管理されているか、年1回以上の定期的検査等により確認し、その結果を記録するとともに、管理 状況が不適切である場合には、改善を指示することができる。受注者は改善を指示 された場合には、その指示に応じること。
- (9) 前号に限らず発注者の求めがあった場合は、受注者は特定個人情報等の管理状況を書面にて報告すること。

#### (情報セキュリティ)

第27条 受注者は、発注者が定める情報セキュリティ管理規程(平成29年規程(情)第14号)及び情報セキュリティ管理細則(平成29年細則(情)第11号)を準用し、 当該規定及び細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

#### (安全対策)

第 28 条 受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるものとする。

#### (業務災害補償等)

第 29 条 受注者は、自己の責任と判断において業務を遂行し、受注者の業務従事者 等の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任 と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるも のとする。

#### (海外での安全対策)

- 第30条 業務仕様書において海外での業務が規定されている場合、受注者は、第28 条及び前条の規定を踏まえ、少なくとも以下の安全対策を講じるものとする。
- (1)業務従事者等について、以下の基準を満たす海外旅行保険を付保する。ただし、 業務従事者等の派遣事務(航空券及び日当・宿泊料の支給)を発注者が実施する場合であって、発注者が海外旅行保険を付保するときは、この限りではない。
  - ・死亡・後遺障害
- 3,000万円(以上)
- ・治療・救援費用
- 5.000万円(以上)
- (2)業務を実施する国・地域への到着後、速やかに滞在中の緊急連絡網を作成し、前号の付保内容と併せ、発注者の在外事務所等に提出する。なお、業務従事者等が3

- カ月以上現地に滞在する場合は、併せて在留届を当該国・地域の在外公館に提出させる。
- (3)業務を実施する国・地域への渡航前に、外務省が邦人向けに提供している海外旅 行登録システム「たびレジ」に、業務従事者等の渡航情報を登録する。
- (4) 現地への渡航に先立ち、発注者が発注者のウェブサイト(国際協力キャリア総合情報サイト PARTNER) 上で提供する安全対策研修(Web 版)を業務従事者等に受講させる。ただし、提供されている研修素材の言語を理解できない者については、この限りではない。
- (5) 現地への渡航に先立ち発注者が提供する JICA 安全対策措置(渡航措置及び行動規範) を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底する。また、発注者より、同措置の改訂の連絡があった場合は、速やかに業務従事者に周知し、改訂後の同措置の遵守を徹底する。
  - 2 第 28 条及び前条の規定にかかわらず、海外での業務について、受注者の要請があった場合又は緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、発注者は、受注者と共同で又は受注者に代わって、受注者の業務従事者等に対し安全対策措置のための指示を行うことができるものとする。

#### (業務引継に関する留意事項)

第 31 条 本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何を問わず、本契約の業務が完了した場合には、受注者は発注者の求めによるところに従い、本契約の業務を発注者が継続して遂行できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

#### (契約の公表)

- 第 32 条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般 に公表されることに同意するものとする。
- 2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。
- (1)発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること
- (2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
- (1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報(氏名、現在の役職、発注者における 最終職名)
- (2) 受注者の直近3ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高
- (3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

4 受注者が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第13章第7節の規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(準拠法)

第33条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第 34 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、 必要に応じて発注者及び受注者が協議して、これを定める。

(合意管轄)

第 35 条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何 を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とす る。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通 を保持する。

20●●年●●月●●日

発注者

受注者

沖縄県浦添市前田 1143-1 独立行政法人国際協力機構 沖縄センター 契約担当役 所長 〇〇 〇〇

## [附属書 I ]

# 業務仕様書

- 1. 業務の背景
- 2. 業務実施上の留意点・条件
- 3. 業務の内容
- 4. 成果物·業務実施報告書·業務提出物

#### [附属書Ⅱ]

## 契約金額内訳書

#### 【契約金額内訳書の作成方法】

「業務完了一括支払」ではない場合、契約金額内訳書を作成する必要があります。 業務の内容と支払方法を勘案し、入札時点で想定される内訳の費目を記載してください。

内訳の費目については、契約書(案)第14条とも平仄を合わせ、以下を想定してください。

#### 1. 業務の対価(報酬)

対価を設定する業務ごとに分け、それぞれの対価(同じ業務を複数回実施する場合は単価)を記載してください。

また、一定の業務を継続して実施する場合は、一定期間(例:1カ月)当たりの単価を記載してください。

#### 2. 直接経費

領収証等の証拠書類に基づいた実費精算によるものは、直接経費の項目ごとに分け、 それぞれの契約金額を記載してください。

日当や宿泊料など、契約単価と実績に基づき支払額を確定するものについては、項目ごとに分け、それぞれの単価と想定される数量を記載してください。

# 様式集

#### <参考様式>

以下の様式を当機構ウェブサイト(URL は下記参照)よりダウンロード可能です。

- (1) 入札手続に関する様式
  - ① 競争参加資格確認申請書
  - ② 委任状 (特定案件委任状)
  - ③ 委任状(入札会に関する一切の権限)
  - ④ 入札書
  - ⑤ 共同企業体結成届(共同企業体の結成を希望する場合に使用)
  - ⑥ 質問書
  - ⑦ 機密保持誓約書
- (2) 技術提案書作成に関する様式
  - ① 技術提案書表紙
  - ② 技術提案書参考様式(別の様式でも提出可)

#### URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\_tend\_evaluation.html